

## 指定難病新規申請に必要な書類のご案内

### 1 全員共通に必要な書類（ただし⑦は任意）

必要書類	備考
①指定難病特定医療費支給認定申請書	・本人又は家族が記入してください。
②臨床調査個人票	・指定医が記入するものです。医師記載日から3カ月以内のものが有効です。※3カ月を超えている場合は無効です。
③保険証のコピー	・本人分及び同じ保険に加入されている方（被用者保険で患者が被保険者の場合を除く）のコピーが必要になります。 ・詳しくは、「③保険証のコピーが必要な方」を参照してください。
④世帯状況調書	・対象者（保険証のコピーが必要な方と同一）のマイナンバー及びその他の項目を記入してください。 ・そのほかの世帯員の方に関しては、マイナンバー以外の部分を記入してください。
⑤マイナンバーの番号が分かる書類	・本人分及び同じ保険に加入されている方（被用者保険で患者が被保険者の場合を除く）のマイナンバーが分かる書類を持参してください。 ※マイナンバーカード（裏面）、通知カード、マイナンバーの記載された住民票のいずれかが必要になります。
⑥180円切手を貼った返信用封筒	・受給者証送付先の住所・氏名を記入してください。 ・長3サイズ：たて23.5cm×よこ12cmをご用意ください。
⑦研究利用同意書	・裏面まで読んでください。 ・同意される場合は提出してください。

### 2 該当する場合に必要な書類

必要書類	備考
①限度額適用認定証	【持っている場合】 ・コピーを提出してください。
②令和6年度（非）課税証明書	「④（非）課税証明書が必要な方」を参照してください。
③指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者証のコピー	【同一保険世帯内に受給を受けている方がいる場合】 ・コピーを提出してください。

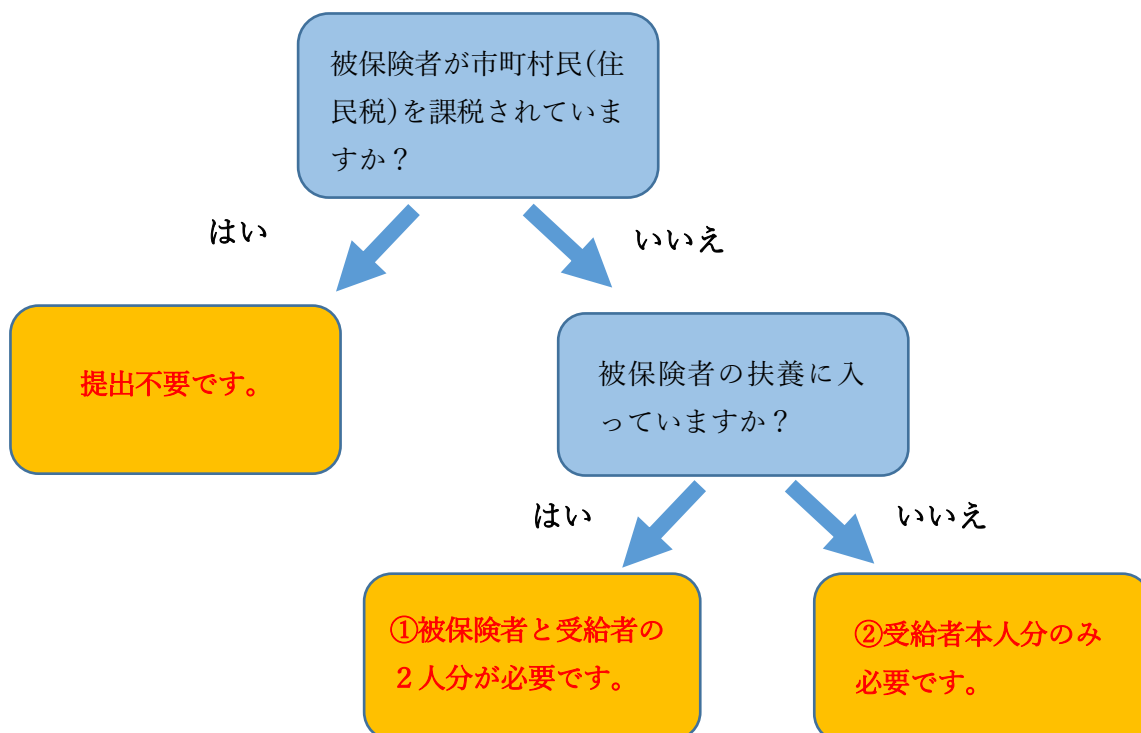
<p>④令和5年1月～12月の間の障害年金・遺族年金・特別扶養手当等の受給額が分かる公的書類のコピー</p>	<p>【市町村民税が非課税で、障害年金等を受給している場合】 ※通帳のコピーは使用できません。</p>
<p>⑤指定難病分の医療費領収証のコピー</p>	<p>【軽症の場合】 ・申請月を含めた過去12カ月以内に、指定難病での医療費総額が33,330円を超える月が3回以上ある場合に提出してください。</p>

### 3 保険証のコピーが必要な方

保険種別		対象者
国民健康保険 国民健康保険組合 後期高齢者医療制度		同じ住民票上で、国保、国保組合、後期高齢に加入している方 全員分
被用者保険 (協会けんぽ 企業の健康保険組合、共済組合、 船員保険など)	患者が被保険者本人の場合	患者本人分のみ
	患者が被扶養者の場合	被保険者及び患者本人分

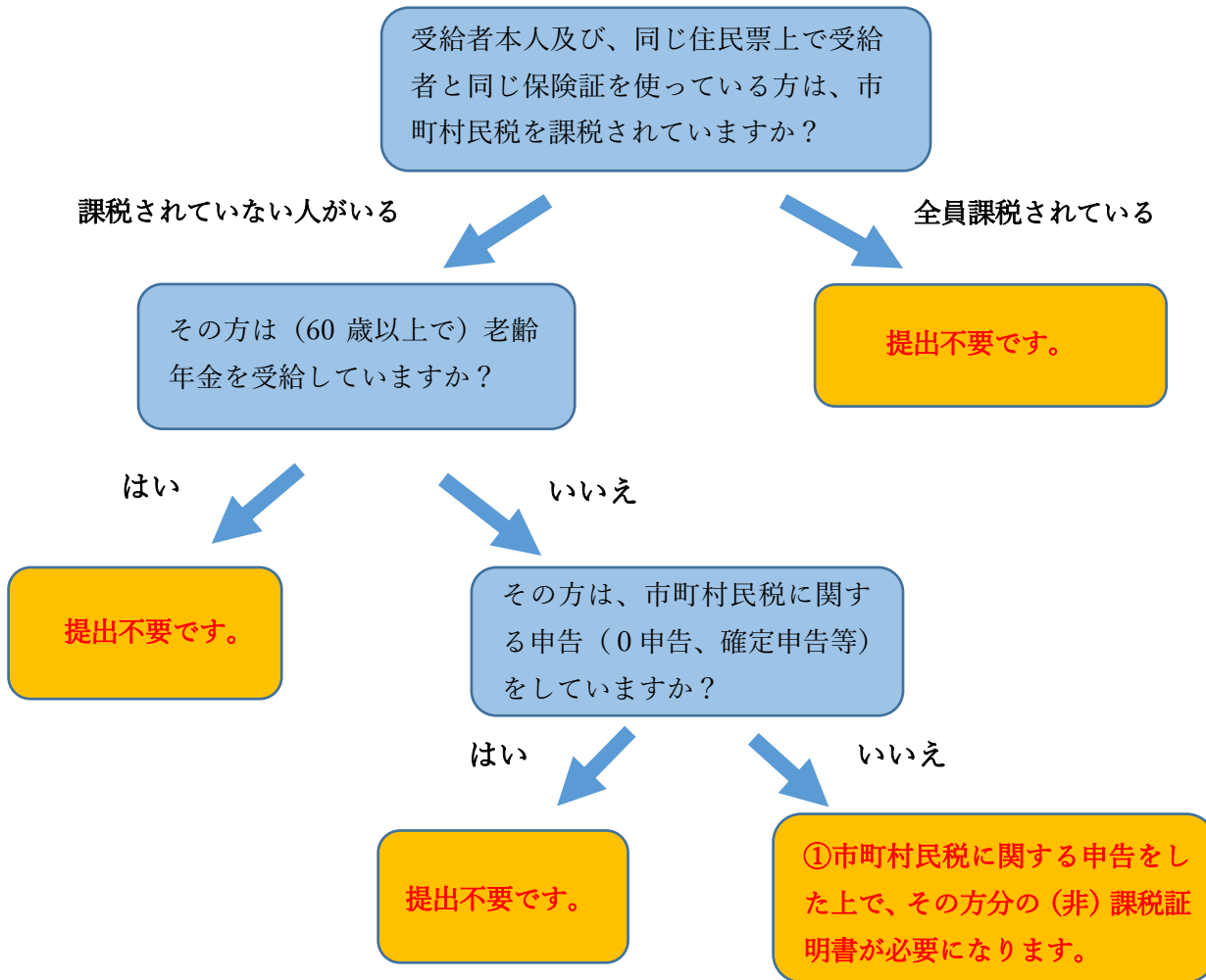
### 4 (非)課税証明書が必要な方

#### 【(1) 被用者保険(社会保険)の保険証を使っている場合】



## 【(2) 国民健康保険・後期高齢者広域連合の保険証を使っている場合】

※75歳以上の方は後期高齢者広域連合の保険証となります。



## 【(3) 国民健康保険組合の保険証を使っている場合】

全国土木建築国民健康保険組合、歯科医師国民健康保険組合等が該当します。

※国民健康保険組合は、市町村が交付する国民健康保険とは種類が異なりますのでご注意ください！

